

2025年 8 月

# 基本契約締結等のお手続きについて



---

東京電力パワーグリッド株式会社  
ネットワークサービスセンター



|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. 託送供給等に必要な各種契約について                | 2  |
| <参考> 振替供給兼基本契約について                  | 3  |
| 2. お手続き方法                           |    |
| 2-1. (事前準備①) 経済産業省, 広域機関への手続きについて   | 5  |
| 2-2. (事前準備②) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得 | 6  |
| 2-3. (事前準備③) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得 | 7  |
| 2-4. 基本契約締結に関する申込み手続き (1)           | 8  |
| 2-4. 基本契約締結に関する申込み手続き (2)           | 9  |
| <参考> 承諾書の提出省略について                   | 10 |
| <参考> 託送関連データ提供システム                  | 11 |
| 2-5. お手続きの流れ (接続供給)                 | 13 |
| 2-5. お手続きの流れ (振替供給)                 | 14 |
| 2-5. お手続きの流れ (発電量調整供給)              | 15 |
| 2-5. お手続きの流れ (需要抑制量調整供給)            | 16 |
| 2-6. 基本契約書の締結方法について (各種基本契約共通)      | 17 |
| 2-6. 基本契約書の締結方法について (代表契約の場合)       | 18 |
| <参考> 要件別の問い合わせ一覧について                | 19 |



# 1. 託送供給等に必要な各種契約について

- 新たに託送サービス（接続供給，振替供給，発電量調整供給，需要抑制量調整供給）を希望される場合，供給地点・受電地点・需要地点のお申込みに先立ち，各種基本契約のお申込みが必要となります。

## ○各契約において、締結が必要な契約書等 代表ケース（初回申込み時）

### 【接続供給】

- ✓ 接続供給兼基本契約書
- ✓ 計量器取替にかかる覚書
- ✓ 連絡体制に関する確認書

### 【振替供給】

- ✓ 振替供給兼基本契約書

### 【発電量調整供給】

- ✓ 発電量調整供給兼基本契約書
- ✓ 低圧記録型計量器以外の計量器の受電地点における受電電力量の算定に関する覚書
- ✓ 系統連系受電サービス代理回収業務委託契約書
- ✓ 連絡体制に関する確認書

### 【需要抑制量調整供給】

- ✓ 需要抑制量調整供給兼基本契約書
- ✓ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定に係る覚書
- ✓ 連絡体制に関する確認書

## 【参考：各種契約書締結に関する「託送供給等約款」該当箇所】

### （託送供給等約款 17 契約書の作成）

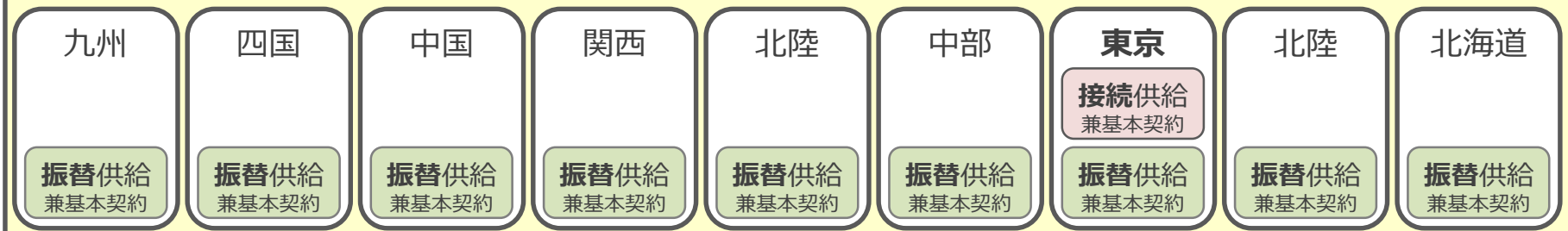
- ・ 当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。



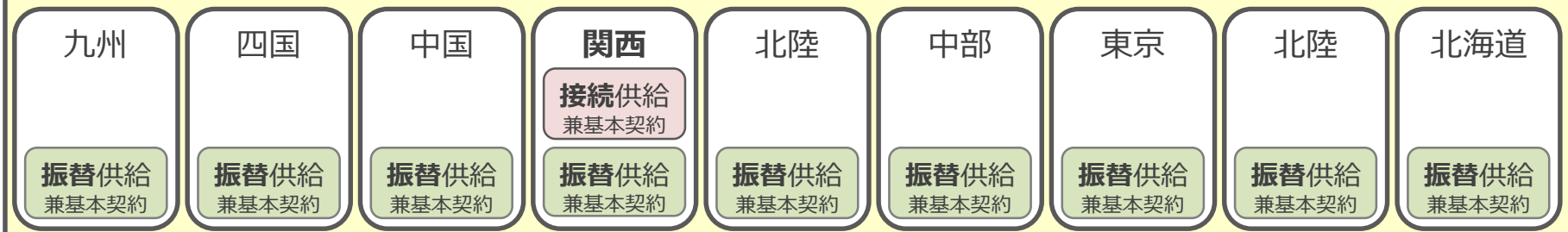
## <参考> 振替供給兼基本契約について

- 東京エリアで「接続供給」を希望される場合、沖縄電力を除く一般送配電事業者（東京含む）と振替供給兼基本契約の締結が必要となります。（東京エリアのみで接続供給をされる場合も締結が必要です）

例：東京エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



例：関西エリアで接続供給を実施する契約者が締結する契約



- ①：スポット市場等のJEPX各種市場から電気を調達する場合は、予め沖縄電力を除く一般送配電事業者と「振替供給兼基本契約」を締結していただく必要があります。
- ②：電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」といいます）により、当社エリア外の発電契約者と自動紐付けが行われる可能性があるため、沖縄電力を除く一般送配電事業者と「接続供給兼基本契約」を締結する場合、当社と「振替供給兼基本契約」を締結していただきます。



# お手続き方法



## 2-1. (事前準備①) 経済産業省, 広域機関への手続きについて

- 小売電気事業等の電気事業を行うには、広域機関への加入申込みを行う必要があります。
  - 加入申込み後、経済産業大臣への登録申請（小売）または届け出（発電）を実施いただく流れとなります。
- (お手続きの詳細は、経済産業省および広域機関のホームページを参照してください)

### ◆経済産業省HP

<http://www.meti.go.jp/>

### ◆電力広域的運営推進機関HP

<https://www.occto.or.jp/>

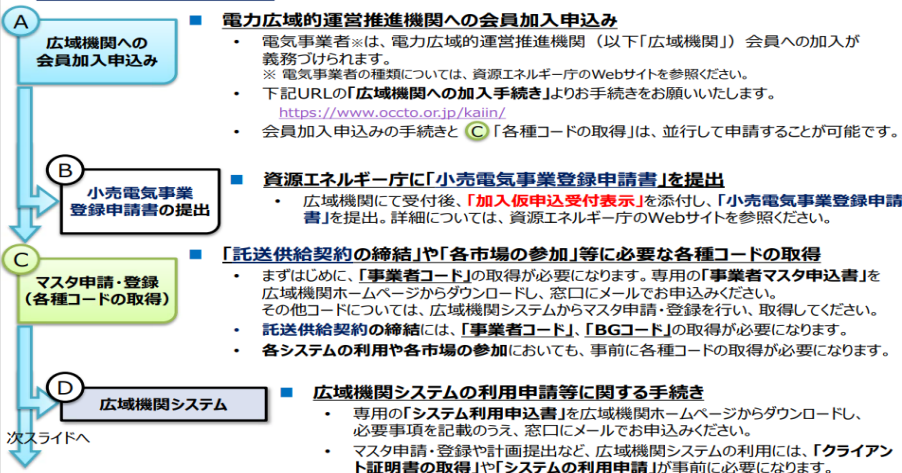
【小売電気事業を開始する方の加入手続き  
(現在広域機関の会員でない方)】

【発電事業を開始する方の加入手続き  
(現在広域機関の会員でない方)】

#### 1. 小売電気事業を開始する方の手続きの流れ (1)

4

小売電気事業を開始するにあたり、以下手続きが必要になります。

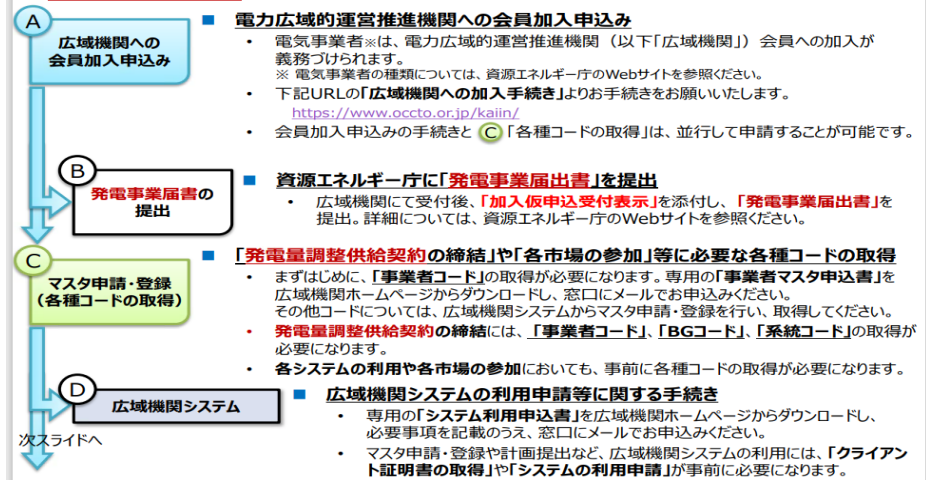


出典：小売電気事業を開始する方の手続き（スタートアップガイド）電力広域的運営推進機関  
<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/> (2025年8月20日に利用)

#### 1. 発電事業を開始する方の手続きの流れ (1)

4

発電事業を開始するにあたり、以下手続きが必要になります。



出典：発電事業を開始する方の手続き（スタートアップガイド）電力広域的運営推進機関  
<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/> (2025年8月20日に利用)

◆すべての電気事業者※は広域機関への加入手続きが必要となります

◆小売電気事業を開始される場合は、経済産業大臣に登録申請書を提出する必要があります

※「電気事業者」とは電気事業法に定める小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいいます



## 2-2. (事前準備②) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得

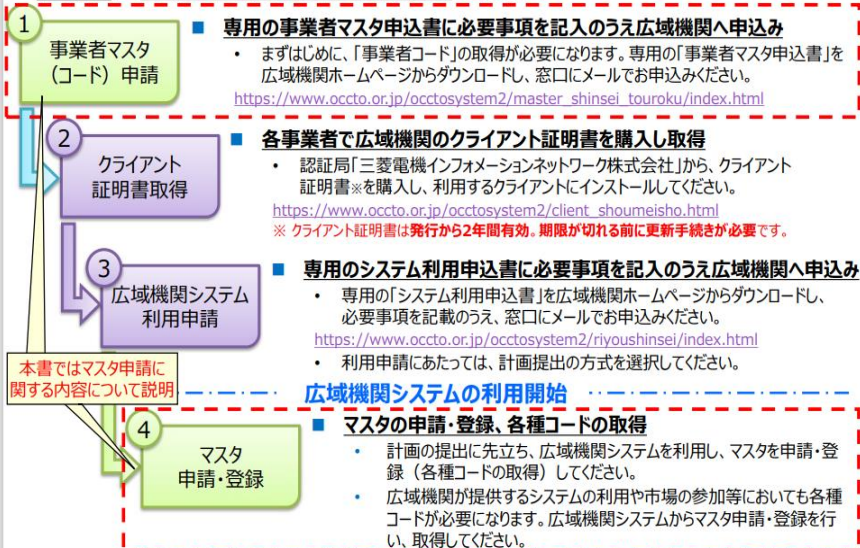


- 「接続供給」、「発電量調整供給」のご利用には各種計画の提出が必要となるため、各種基本契約のお申込み前に、事前に広域機関から事業者コードおよび各種マスタのコードを取得していただきます。
- なお、各種マスタのコードを取得するには、クライアント証明書が必要となりますのでご注意ください。(お手続きの詳細は、広域機関へお問い合わせをお願いいたします。)

### 2. マスタ申請・登録に関する一連の流れ

6

広域機関システムを利用したマスタ申請・登録（各種コードの取得）には、「**クライアント証明書**の取得」や「**システムの利用申請**」が事前により必要になります。



### 4. マスタの申請者および申請方法

8

- 4 マスタ申請・登録**
- マスタ登録に関する申請者と申請方法**については、以下のとおり。  
**事業者マスタの新規登録は、メールでの申請のみとなります。**

| # | マスタの種類    | 説明                                                             | 申請者                                         | 申請方法 |          |      |          |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------|----------|------|----------|
|   |           |                                                                |                                             | 新規   | 変更・削除    |      |          |
|   |           |                                                                |                                             | メール  | 広域機関システム | メール  | 広域機関システム |
| 1 | 事業者マスタ    | 事業者コードを取得するために必要なマスタ。自己託送等により1事業者が複数の事業者コードを所有する場合があります。       | 電気事業に係る者 ※1                                 | ○    | -        | - ※2 | ○        |
| 2 | BGマスタ     | 各バランシンググループの組成情報を登録するマスタ。                                      | 発電BG：発電契約者<br>需要BG：代表契約者                    | -    | ○        | -    | ○        |
| 3 | 発電所マスタ    | 系統コードを取得するために必要なマスタ。バイオマス発電所等の場合、1発電所に複数の系統コードを割り当てられる場合があります。 | 発電事業に係る者<br>・ 発電契約者<br>・ 発電事業者<br>・ 発電所の所有者 | - ※2 | ○        | - ※2 | ○        |
| 4 | 計画提出者マスタ  | 発電契約者を登録するマスタ。                                                 | 発電契約者                                       | -    | ○        | -    | ○        |
| 5 | 需要調達計画マスタ | 需要調達計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。                         | 需要BGの代表契約者                                  | -    | ○        | -    | ○        |
| 6 | 発電販売計画マスタ | 発電販売計画に記載するBGコード、系統コード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。                   | 発電契約者                                       | -    | ○        | -    | ○        |
| 7 | 需要抑制計画マスタ | 需要抑制計画に記載するBGコード、取引先コードを紐付けるために必要なマスタ。                         | 需要抑制契約者                                     | -    | ○        | -    | ○        |

※1 広域機関の会員、自己託送を行う者、発電所の所有者、需要抑制契約者、容量市場や需給調整市場に参加するアグリゲータ等。  
※2 計画提出が不要で広域機関システムを利用しない事業者等については、メールで申請してください。

出典：マスタの申請・登録の手引き（電力広域的運営推進機関）  
[https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/231221\\_master\\_tebiki.pdf](https://www.occto.or.jp/occtosystem2/files/231221_master_tebiki.pdf)  
(2024年4月11日に利用)

## 2-3. (事前準備③) 広域機関システム利用に関する各種コードの取得



- 「需要抑制量調整供給」をご利用の場合は、「接続供給」、「発電量調整供給」の各種コードの取得できるタイミングとは異なり、貴社と弊社の合意後にコード取得が可能となりますので、各種コードの取得申請前に弊社へご連絡をお願いいたします。

### 2. 取引に必要となる準備（広域機関への申請）

22

#### ① 事業者コード申請

スイッチング支援システムの利用、及び各種計画を広域機関へ提出するにあたり「事業者コード」が必要です。ネガワット事業者の事業者コード申請は一般送配電事業者との需要抑制量調整供給契約の成立（※1）を要件とします。需要抑制量調整供給契約を一般送配電事業者が承諾した場合、何らかの契約成立を証明するものを添えて、広域機関へ事業者コードを申請ください。

- ※1 広域機関で申請者がネガワット事業者なのか判断するため、この要件を定めました。要件は“成立”であり、契約締結に至っていない状態でも、双方の合意があれば申請可能です。
- ※2 すでに小売電気事業者等にて事業者コードを登録されている事業者でも、類型1②のネガワット取引を始める場合、あらためてネガワット事業者用のコード申請が必要です。

広域機関のHPから、事業者コードの発番を申請できます。

トップ＞広域機関システム（各種手続き）・計画提出＞マスタ申請・登録（各種コードの取得）

URL: [https://www.occto.or.jp/occtosystem2/master\\_shinsei\\_touroku/index.html](https://www.occto.or.jp/occtosystem2/master_shinsei_touroku/index.html)





## 2 - 4 . 基本契約締結に関する申込み手続き（1）

- 以下の通り、お申込みをお願いいたします。

| 項目    | 内容                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類  | 各種託送サービスのご利用に向け、ご提出いただく書類は次スライドのとおりとなります。                                                                                                                                                       |
| 申込期限  | 原則、 <u>契約開始希望日（各月の1日）の2ヶ月前。</u><br>なお、 <u>需要抑制量調整供給申込</u> については、 <u>3.5ヵ月前。</u>                                                                                                                 |
| 申込方法  | ネットワークサービスセンター託送契約グループまで申込書類のメール送付をお願いいたします。<br>※ 申込書類原本の郵送は不要です。<br>＜メールアドレス＞ <a href="mailto:nsc-keiyaku@tepcoco.jp">nsc-keiyaku@tepcoco.jp</a><br>＜タイトル例＞ 【202〇年〇月〇日供給開始】接続供給兼基本契約申込（〇〇株式会社） |
| 書類ひな形 | 以下URL内の【 <b>電力小売託送サービスー新たに託送サービスを開始される場合のお手続きー申込様式</b> 】よりダウンロードをお願いいたします。                                                                                                                      |
| 記載方法  | ダウンロード資料「 <b>基本契約等申込書式について.pdf</b> 」に各書類の記載例をご用意しておりますので、ご確認のうえご記載をお願いいたします。（記載例あり）。                                                                                                            |
| その他   | ダウンロード資料「 <b>【案内資料】計画値同時同量制度の遵守について.pdf</b> 」もご確認のうえ、お申込みください。                                                                                                                                  |

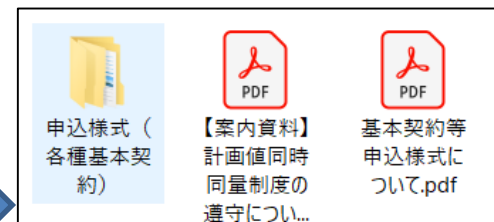
【書類ひな形のダウンロード】 <https://www.tepcoco.jp/pg/consignment/retailservice/>



### 新たに託送サービスを開始される場合のお手続き

- ・契約締結等のお手続きについて (2.25MB)
- ・自己託送に係るお手続きについて (2.64MB)
- ・自己託送開始に向けた事前確認について  
(契約の要件等確認フォーマット) (0.98MB) >
- ・申込様式（各種基本契約） (2.86MB) >

### ダウンロード資料





## 2-4. 基本契約締結に関する申込み手続き（2）

- 提出書類は、以下のとおりとなります。

| 託送サービス名称  | 提出書類                             | 提出様式      | 押捺要否 |
|-----------|----------------------------------|-----------|------|
| 接続供給      | 接続供給兼基本契約申込書※1                   | PDF       | 要    |
|           | 需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書※2       | PDF       | 要    |
|           | ヒアリングシート                         | Excel     | 不要   |
|           | 口座振込依頼書                          | PDF       | 要    |
|           | 託送関連データ提供システム利用申請書※3             | PDF/Excel | 要    |
| 振替供給      | 振替供給兼基本契約申込書                     | PDF       | 要    |
| 発電量調整供給   | 発電量調整供給兼基本契約申込書※1                | PDF       | 要    |
|           | 発電者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書※2       | PDF       | 要    |
|           | ヒアリングシート                         | Excel     | 不要   |
|           | 口座振込依頼書                          | PDF       | 要    |
|           | 託送関連データ提供システム利用申請書※3             | PDF/Excel | 要    |
| 需要抑制量調整供給 | 需要抑制量調整供給兼基本契約申込書※1              | PDF       | 要    |
|           | 需要者の承諾書の提出省略の取り扱いに関する同意書（需要抑制）※2 | PDF       | 要    |
|           | 需要抑制量調整供給契約の要件にかかる誓約書            | PDF       | 要    |
|           | ヒアリングシート                         | Excel     | 不要   |
|           | 口座振込依頼書                          | PDF       | 要    |
|           | 託送関連データ提供システム利用申請書※3             | PDF/Excel | 要    |

※1：基本契約申込については、別紙は不要です（別紙は地点申込時のフォーマットへ掲載しております）。

※2：詳細は10スライドを参照ください。

※3：詳細は11スライドを参照ください。

## ＜参考＞ 承諾書の提出省略について

- **承諾書の提出について**：託送供給等約款における契約の要件として「契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守させること」および「需要者が託送供給等約款における需要者に係る規定を遵守する旨の承諾をすること」が規定されています。このため、各地点の契約申込み時に、承諾書をご提出いただく必要があります。
  - ※ 発電者に係る承諾書の場合、需要者を発電者、契約者を発電契約者と読み替えます。
  - ※ 需要者に係る承諾書の場合、契約者を需要抑制契約者と読み替えます。
- **承諾書の提出省略について**：上記の承諾書提出は契約者の実務負担が大きいことから「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予めご提出していただくことで、承諾書のご提出を省略することができます。なお、スイッチング支援システム利用に関し、事前に承諾書提出省略のお手続きをしていただく必要があります。

### 【承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書の内容】

- ① 契約者（または発電契約者、需要抑制契約者）と需要者（または発電者）間の需給契約書等で担保されていること

電力需給  
契約書等

託送供給等約款における  
需要者に関する規定を需  
要者が遵守する

- ② 契約申込み時に、接続供給契約（または発電量調整供給、需要抑制量調整供給）の実施に必要な需要者（または発電者）情報の提供承諾があること

需要者情報



小売電気事業者  
または発電契約者、  
需要抑制契約者

提供



一般送配電事業者

- ③ 電力需給契約書等の写しの提出  
（一般送配電が提示を求めた場合のみ）

電力需給  
契約書等



提供

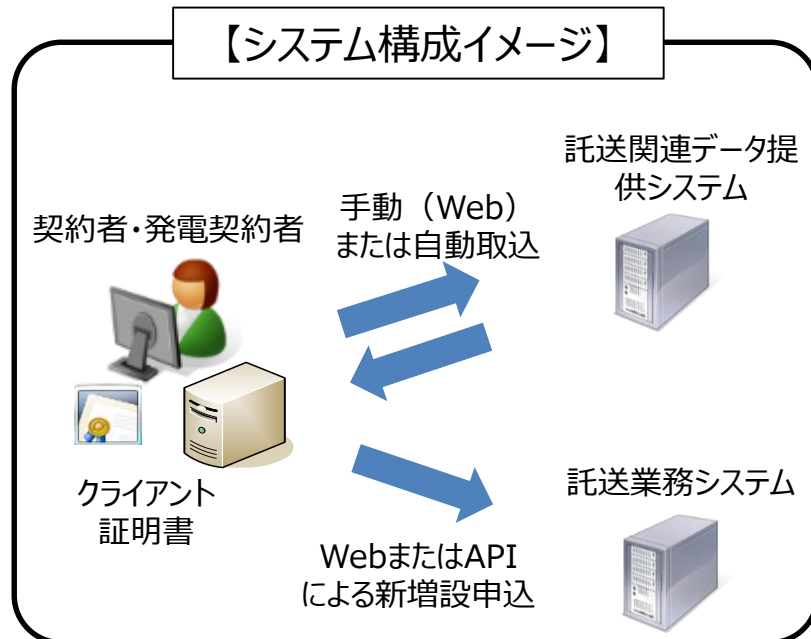


小売電気事業者  
または発電契約者、  
需要抑制契約者

一般送配電事業者

## <参考> 託送関連データ提供システム（１）

- 当社は、託送関連データ提供システムを通じて「30分電力量」、「確定使用量」、「託送料金計算結果等」を提供いたします。
- このため、新規契約者の方は、託送関連データ提供システム利用申請書の提出が必要となります。  
※ 押印済みPDFと電子データ（Excel）をお送りください（押印済み原本の郵送不要）。
- なお、託送関連データ提供システムを利用するために、クライアント証明書の取得・ユーザ登録が必要になります。このクライアント証明書は、低圧需要にかかわる新設、設備変更、契約変更、および撤去の申込みを、託送業務システムから申込むためにも必要となります。  
※ 当社によるクライアント証明書の登録完了後、システムのURLをご連絡いたします。



### 【参考：クライアント証明書に関する留意事項】

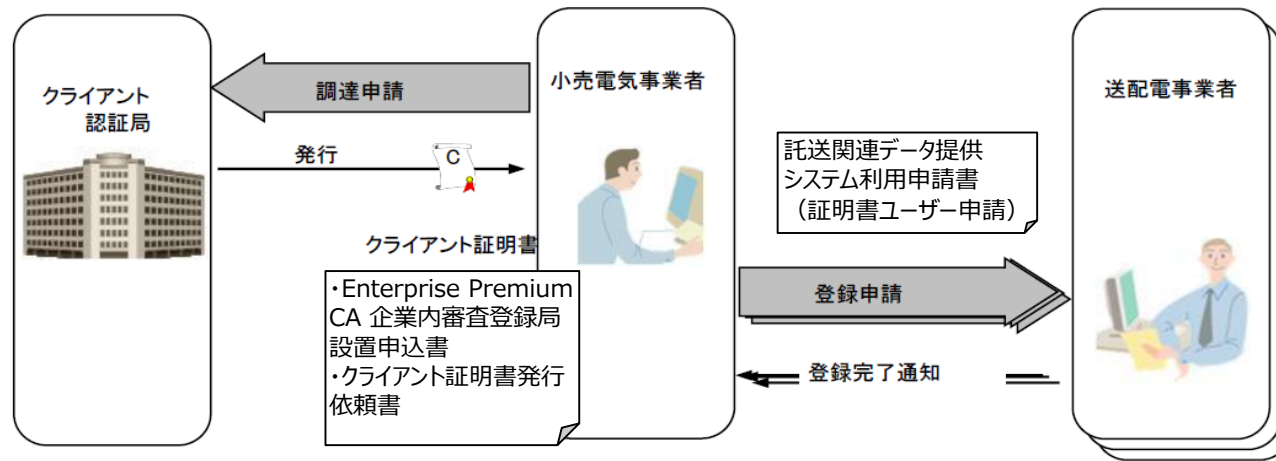
- ✓ 当社の託送関連データ提供システムを利用するには、広域機関システム同様、三菱電機デジタルイノベーション株式会社の託送業務システムのクライアント証明書を取得してユーザー登録をする必要があります。
- ✓ クライアント証明書には、有効期限（2年）があり、有効期限満了にともなう再取得を行う必要があります。
- ✓ 利用者情報が変わった場合には、クライアント証明書の再取得およびユーザー変更をする必要があります。
- ✓ 利用者がクライアント証明書を利用しなくなった場合には、利用者の削除をする必要があります。

## <参考> 託送関連データ提供システム（２）

### 【託送関連データ提供システムご利用手続きフロー】

電子証明書の調達・登録申請（新規・更新）

| -      | 実施者 |        |           | 処理内容                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----|--------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 利用者 | 送配電事業者 | クライアント認証局 |                                                                                                                                                                                                           |
| STEP 1 | ○   |        |           | ◆ 電力広域的運用推進機関が定める申込手順および三菱インフォメーションネットワーク株式会社「Enterprise Premium 電子証明書発行サービス」運用管理規定に従い、クライアント証明書を申請してください。<br><a href="http://www.eppcert.jp/occto/occto.html">http://www.eppcert.jp/occto/occto.html</a> |
| STEP 2 |     |        | ○         | ◆ 利用者へクライアント証明書が発行されます。                                                                                                                                                                                   |
| STEP 3 | ○   |        |           | ◆ 対象となる一般送配電事業者へクライアント証明書の記載内容等を所定の様式で通知し、登録申請を行ってください。                                                                                                                                                   |
| STEP 4 |     | ○      |           | ◆ 登録完了後、その旨を利用者へメール等で通知します。<br>一般送配電事業者によっては、2週間程度要する場合があるため、利用者は余裕をもって申込を行ってください。                                                                                                                        |



小売電気事業者・一般送配電事業者間EDI共通規格

出典：電力広域的運営推進機関

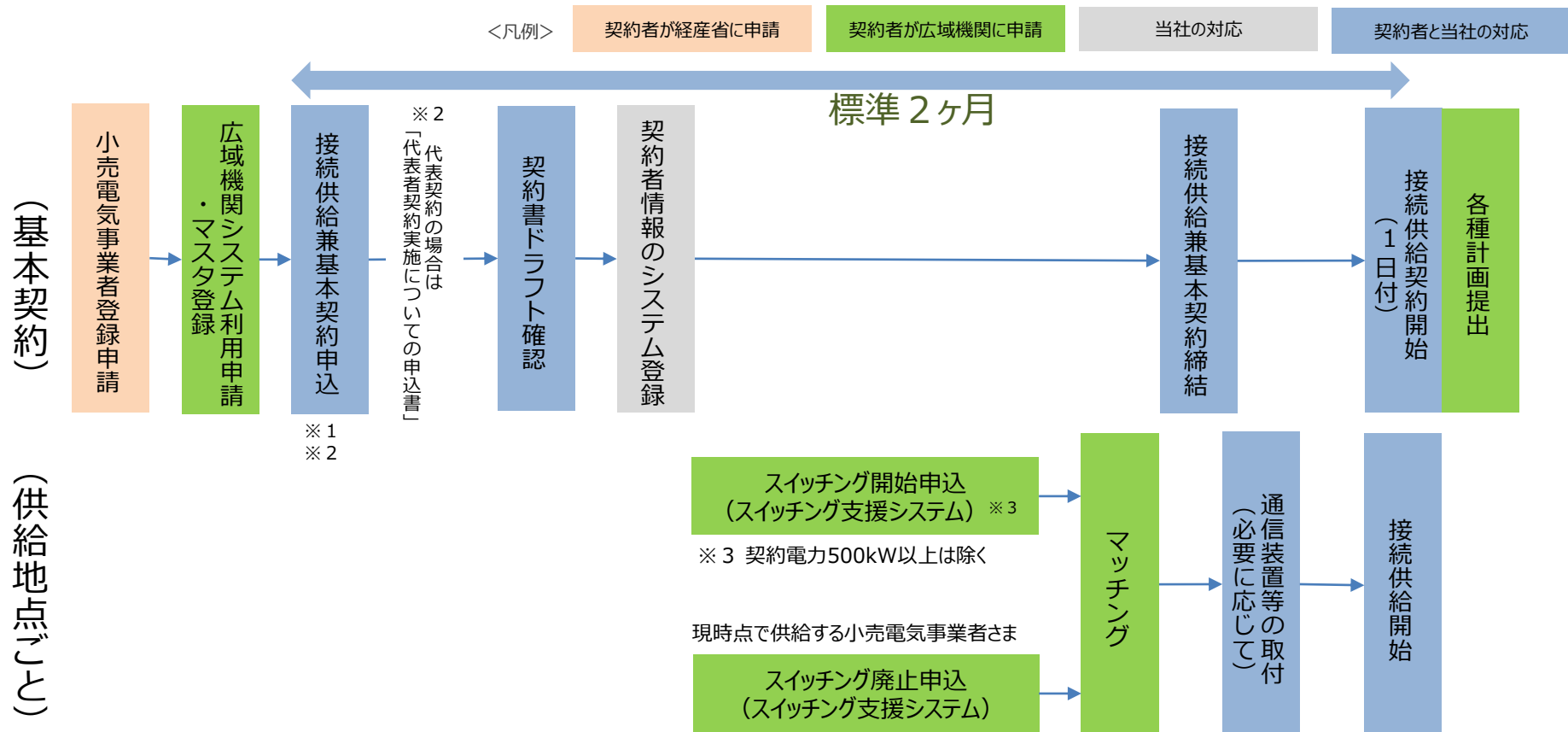
託送関連データ提供システム利用申請書（参考）利用手続きフローより抜粋





## 2-5. お手続きの流れ（接続供給）

- 「接続供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約書および付随する覚書を締結します。
- **基本契約のお申込みの他に，（需要側）供給地点ごとのお申込みが必要**となります。
- また，沖縄を除く一般送配電事業者との振替供給契約の締結が必要となります。



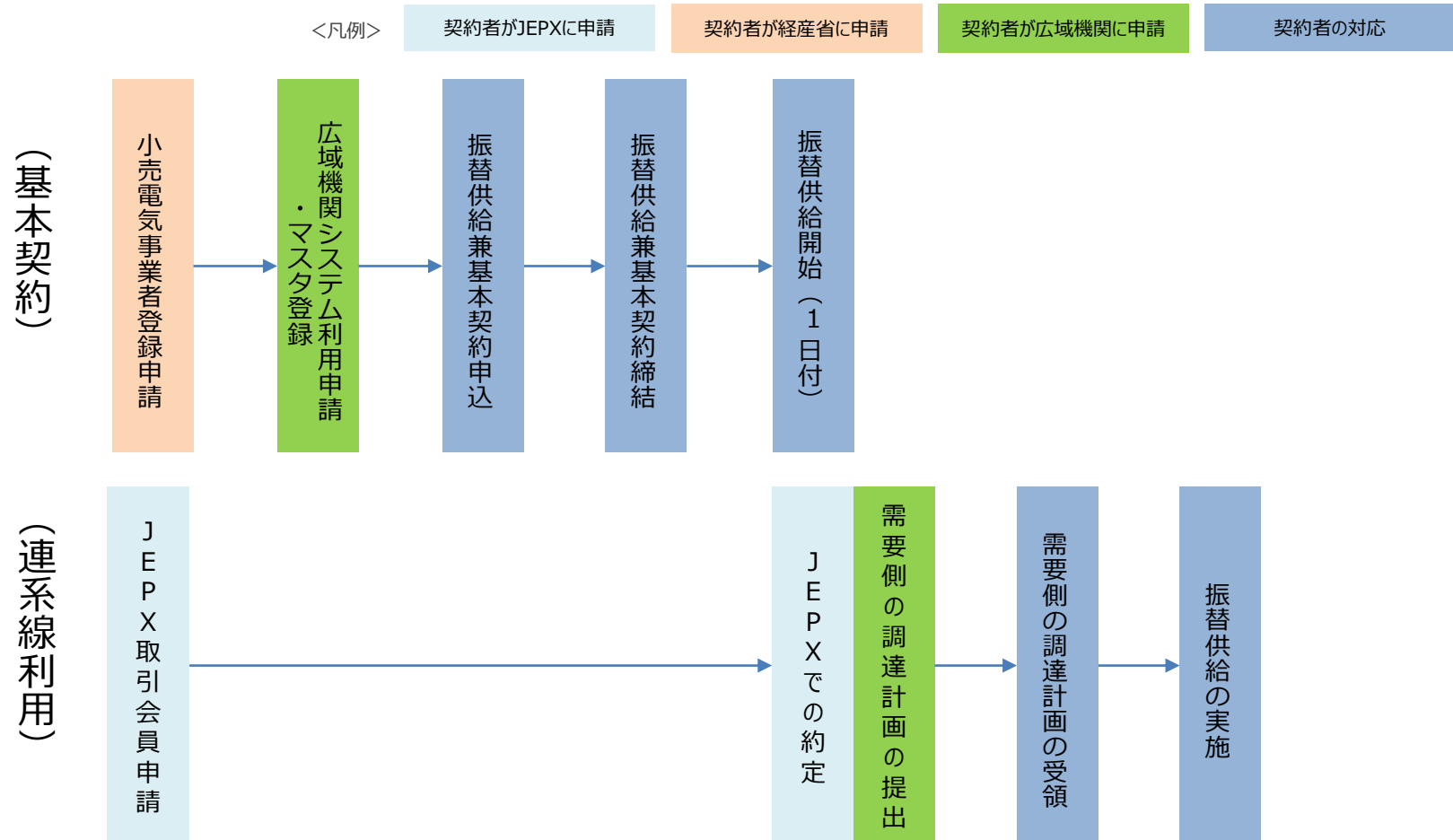
■ ※1. 地点申込方法（メール申込み，またはWeb申込システム申込み・スイッチング支援システム申込み）により，申込みが可能となるタイミングが異なります。  
詳細は，需要側受付グループまでお問合せください（19スライド参照）。

### 【参考】

- ・ メール申込みは，弊社より契約書ドラフトを送付後，申込みが可能となります。（低圧需要はシステム申込みのみとなります。）
- ・ システム申込みは，弊社による契約者情報のシステム登録後，申込みが可能となります。

## 2 - 5. お手続きの流れ（振替供給）

- 「振替供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約を締結します。

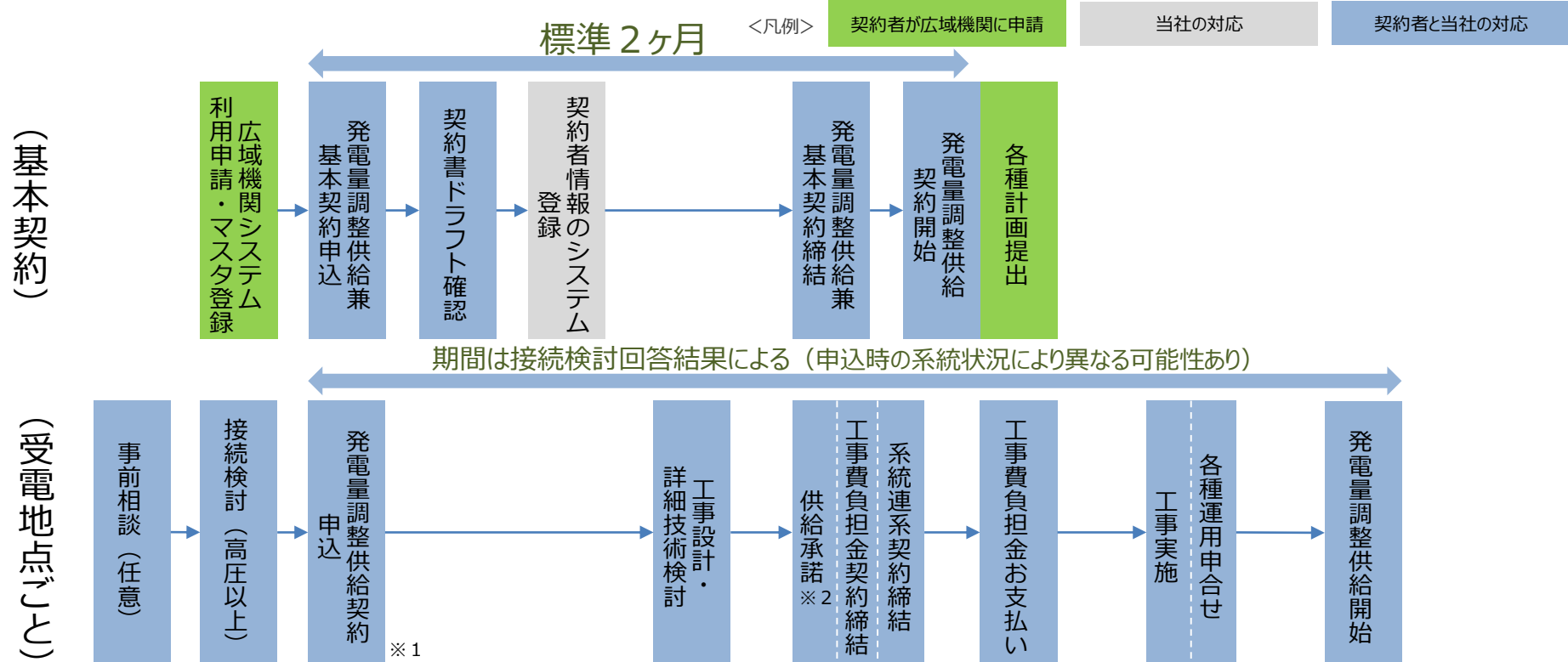


※ 2018年10月1日より間接オークションが導入され，連系線利用計画が廃止となり，連系線を利用する場合，JEPXを介する形式へと変更されました。JEPXでの約定結果を，広域機関へ提出する需要側の調達計画に反映し，弊社がその計画を受領することで，振替供給が行われます。



## 2-5. お手続きの流れ（発電量調整供給）

- 「発電量調整供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約および付随する覚書を締結します。
- **基本契約のお申込みの他に，受電地点ごとのお申込みが必要**となります。
- 発電側は接続検討申込（高圧以上）が必要となります。



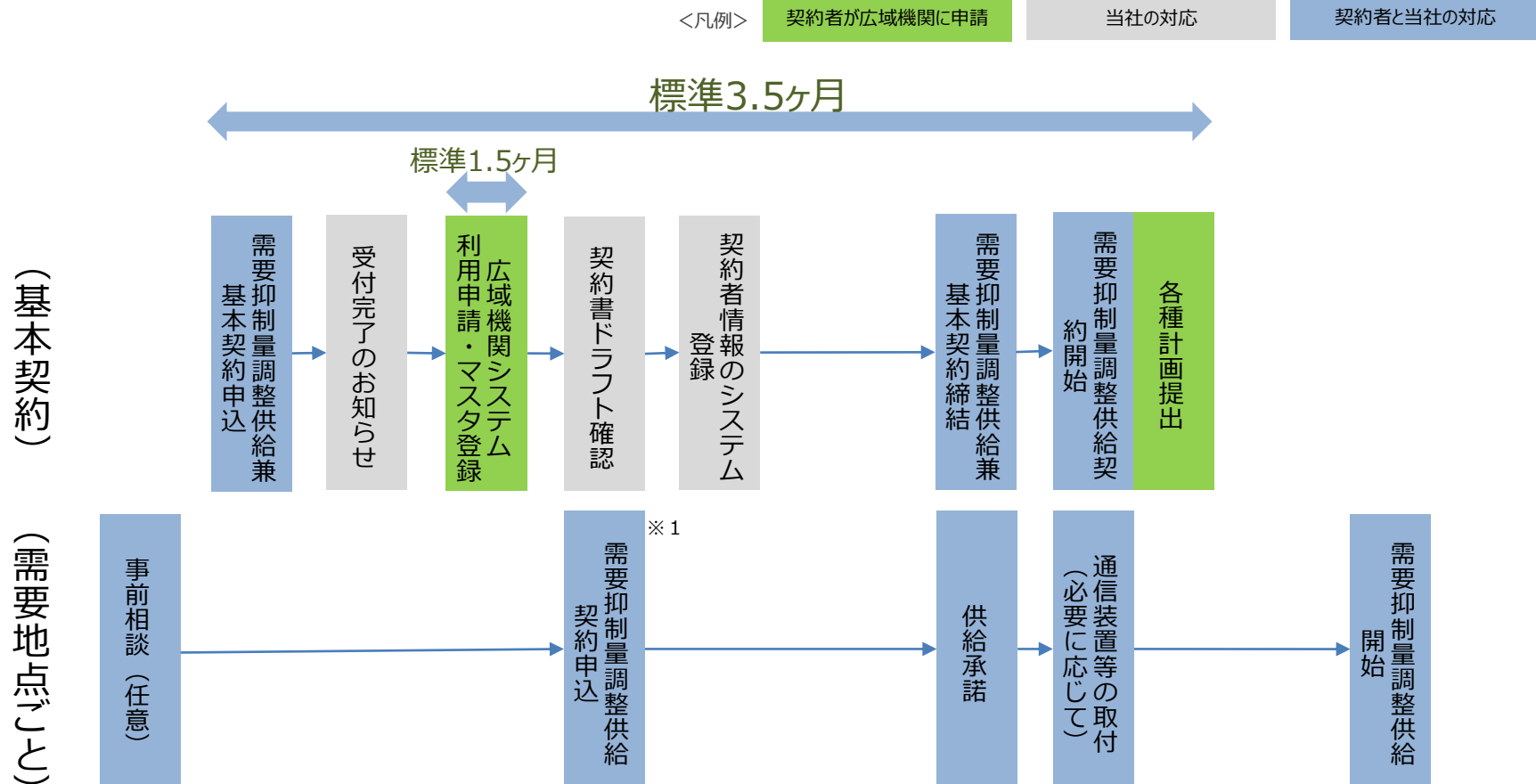
- ※1. 電圧や地点申込方法（メール申込み，またはWeb申込システム申込み・スイッチング支援システム申込み）により，申込みが可能となるタイミングが異なります。  
詳細は，発電側受付グループまでお問合せください（19スライド参照）。

### 【参考】

- ・ 特高・高圧発電地点：メール申込みは，接続検討回答書の有効期限内であれば申込可能です。ただし，申込受付後に行う手続き（申込受付後，6か月程度で実施する供給承諾等）については，基本契約開始日以降となります。
- ・ 低圧発電地点：原則，Web申込システム申込みとなります。
- ・ 特高・高圧・低圧発電地点：システム申込みは，基本契約の発電量調整供給開始日以降およびBGコードの適用開始日以降，申込みが可能となります。
- ※2 受電地点の点ごとの供給承諾は原則，発電量調整供給兼基本契約締結以降となります。

## 2-5. お手続きの流れ（需要抑制量調整供給）

- 「需要抑制量調整供給兼基本契約」のお申込み後，新規に契約および付随する覚書を締結します。
- **基本契約のお申込みの他に，需要地点ごとのお申込みが必要**となります。



■ ※1 申込が可能となるタイミングの詳細は，需要側受付グループまでお問合せください（19スライド参照）。

【参考】

- ・ メール申込みは，弊社より契約書ドラフトをメール送付後，申込みが可能となります。



## 2-6. 基本契約書の締結方法について（各種基本契約共通）

### 【契約締結方法に関する確認事項】

原則として、契約書へ「公印押なつしない」取扱いとしており、電子での契約締結を進めております。以下の内容をご確認の上、公印押なつ省略の可否について、**ヒアリングシート**にてご回答をお願いいたします。

#### ＜公印押なつ省略について＞

押なつ省略「可」の場合は、「電子（PDF）」の契約書での締結とし、押なつ省略「不可」の場合は、「紙面」の契約書での締結とさせていただきます。

なお、お申込みの内容等によっては、従来通り公印押なつをお願いさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

#### ＜公印押なつしない取扱いの背景＞

国の押印見直しの取り組み等を背景として、基本契約については2024年4月以降申込分より、原則公印押なつしない取扱いに変更いたしました。これにより、貴社および弊社ともに手続きの簡素化・費用削減に資するものと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 《参考：公印押なつしないメリット》

- 公印押なつ手続きと郵便手続き（封入、宛名貼り）の省略
- 収入印紙費用（PDF契約書は非課税のため収入印紙不要）と郵便費用の削減
- テレワークの推進に寄与、書類紛失が発生しない 等

#### 《公印押なつしない場合の契約書の扱い》

貴社からの締結可のご連絡をいただいた後、弊社内決裁手続きを進め、決裁完了後、契約書等をPDF化しメールにて送付いたします。このPDF契約書が正式契約書となり、PDF契約書とともに申込から契約締結に至る一連のメール文面（ファイル）の保管をお願いします。

なお、PDF契約書を印刷のうえ保管いただく場合、印刷した契約書は写しとなりますのでご注意ください。

#### 《補足》

弊社では電子契約システム（クラウドサイン等）を用いない運用となります。

（弊社より事業者様への契約書類電子データ（PDF）の電子メールでの送付を以って、契約成立といたします）





## 2－6．基本契約書の締結方法について（代表契約の場合）

### 【子契約者様への意思確認】

代表契約において、「電子（PDF）」の契約書をご希望される場合は、以下のいずれかの方法で子契約者さまへの意思確認をさせていただいております。

ヒアリングシートにて「電子（PDF）」をご希望された場合は、お申込み後に子契約者さまへの意思確認方法のご案内をさせていただきます。

なお、どちらも対応不可となる場合は、「紙面」の契約書での締結をさせていただきます。

※メールアドレスのドメインにて各子契約者さまであることを確認させていただきます。

### ＜確認方法＞

- （１）当該契約に関する代表契約者さまと弊社間の全てのメールのやり取りに、すべての子契約者さまをＣＣに追加していただく。
- （２）すべての子契約者さまより、代表契約者さまおよび弊社を宛先に設定し、契約に同意する旨をメールでご返信いただく。



## <参考> 要件別の問い合わせ一覧について

- 問い合わせ先：03-3509-1709（代表）
- 営業時間：月曜日～金曜日（休祭日を除く） 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00

| 第一振分番号 | 問い合わせ内容                 | 第二振分番号 | 問い合わせ内容                | 担当窓口         |
|--------|-------------------------|--------|------------------------|--------------|
| 1      | 需要（需要場所）のお申込みに関するお問い合わせ | 1      | 低圧について                 | 低圧受付第一グループ   |
|        |                         | 2      | 高圧以上について               | 高圧受付グループ     |
| 2      | 発電（発電場所）のお申込みに関するお問い合わせ | 1      | 特別高圧66kV以上について         | 特高連系グループ     |
|        |                         | 2      | 高圧について<br>特別高圧22kVについて | 高圧連系グループ     |
|        |                         | 3      | 低圧について                 | 低圧連系・卸業務グループ |
|        |                         | 4      | 卸供給について                |              |
| 3      | 託送料金の請求や計算に関するお問合せ      |        |                        | 託送運営グループ     |
| 4      | 基本契約、託送供給等約款に関するお問合せ    |        |                        | 託送契約グループ     |



以上